

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（1月27日通知）
【スポーツ関係抜粋】

1 スポーツ施設の対応状況

(1) 市のスポーツ施設

感染防止対策を実施したうえで、通常どおり開館する。

(2) スポーツ施設使用料の取扱い（施設利用日が 1/19～2/20）

キャンセル料は徴収する。

ただし、県対処方針及び市教育委員会通知による部活動制限にかかるキャンセルについては、キャンセル料は徴収しない。

2 その他

(1) 学校開放事業（1/22～2/20）

休止する。

(2) 部活動（1/22～2/20）

①原則休止とする。

②全国大会につながる大会への参加は可とし、その場合に限り、感染症対策を徹底したうえで、3週間前から活動日を精選し、平日2時間以内、土日のうちいずれか1日3時間以内の実施とする。